

国際金融規制の実施モニタリングに関する現状と課題

金融機構局 中村慎太郎、林眞子、平尾碧菜、松野由嵩、渡辺飛鳥

Bank of Japan Review

2025年3月

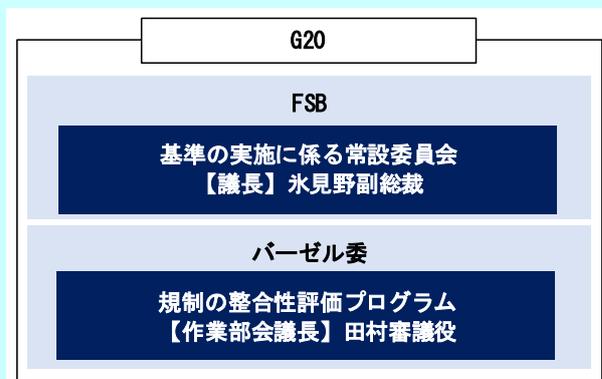
FSB（金融安定理事会）等の基準設定主体は、グローバル金融危機以降、国際金融規制を策定するとともに、その着実な実施を促すことで金融システムの頑健性の強化に貢献してきた。一方、一部の主要法域では、バーゼルⅢ等の実施が進展していない実情もある。そうしたもと、G20は本年2月、過去15年間に策定された金融規制改革の実施状況に対して、FSB等が行ってきた実施モニタリングに改善の余地がないか、これまでの取り組みのレビューを要請するとの議長総括を発出した。日本銀行では、FSBやバーゼル銀行監督委員会において、規制の実施促進に関する委員会等の議長を務めるなど、金融庁と密接に連携しつつ、主導的な役割を果たしている。本稿では、こうした経験を踏まえ、規制の実施促進に向けた各種枠組みを整理したうえで、現状の課題とG20の新たな取り組みを概説する。

はじめに

2008年のグローバル金融危機（GFC）以降、G20の要請を受けて、FSB（金融安定理事会）やバーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル委）等の基準設定主体は、金融システムの安定確保を目的として多くの金融規制改革を打ち出してきた。これには、バーゼルⅢのほか、証券化規制等のノンバンク金融仲介（NBF）規制、破綻処理、報酬慣行、店頭デリバティブ規制等が含まれる。基準設定主体では、こうした規制改革を適切に機能させるため、各法域において、これらの規制が合意した内容から乖離のない形で適時に実施されるように、様々な措置を講じて規制の実施を促進してきた。日本銀行では、FSBやバーゼル委において、規制の実施促進に関する委員会・作業部会の議長を務めるなど、金融庁と密接に連携しつつ、こうした取り組みにおいて主導的な役割を果たしている。FSBでは、日本銀行の氷見野副総裁が規制の実施状況のモニタリングを所掌する常設委員会の議長を務めているほか、バーゼル委では、金融機構局・田村審議役が国際合意通りに規制が実施されているかを審査するための作業部会の議長を務めている（図表1）。規制の内容について詳説する論文等は多数存在する一方、規制の実施を促進するための取り組みに焦点を当てたものは少ない。

本稿では、日本銀行のFSBやバーゼル委における経験を踏まえつつ、各基準設定主体による規制の実施促進に向けた各種の取り組みについて概説する。

【図表1】規制の実施促進に関する委員会等



（注）FSB、バーゼル委より筆者作成。

FSBによる規制の実施状況モニタリング

FSBの政策対応プロセスは、①脆弱性の評価、②規制の策定、③規制の実施の3段階に大別される。まず、①グローバル金融システムに影響を及ぼし得る脆弱性をモニタリングし、リスクを特定する。そして、②そうしたリスクに対処するための規制を策定する。策定された規制への対応期限の到来後、③各法域が国際合意を適切に国内実施しているかを検証する。検証の結果、課題が判明

した場合には、規制見直しの検討に繋げることが展望されているなど、これらの対応プロセスは、有機的に連関している。FSB では、こうしたプロセスの各段階に対応させる形で、意思決定を行う本会合（Plenary）の傘下に、3つの常設委員会を設置¹している。

G20 が要請してきた金融規制の策定に一定の目的が立った状況下、国際的な議論の力点は規制を策定するフェーズから、規制を「実施」するフェーズにシフトしている。こうしたなか、日本銀行では、2023年3月以降、3つの常設委員会のうち、規制の実施状況のモニタリングを所掌する「基準の実施に係る常設委員会（Standing Committee on Standards Implementation。以下、SCSI）」の議長を務めている²。また、金融庁とともに、SCSI のメンバーとしても参加しており、議論に積極的に貢献している。以下では、最近の事例を交えつつ、SCSI による規制の実施状況のモニタリング枠組みを解説する。

2つのピアレビュー

FSB が策定する規制は、国際条約のように法的な拘束力を有する合意ではないため、規制の実施を強制する手段が存在しない。こうしたもとでは、FSB のメンバー法域が合意内容の国内実施を国際的に約束していることを捉えて、ピアプレッシャーを機能させることが極めて重要となる。SCSI がメンバー法域間で行う規制の実施状況の検証作業（ピアレビュー）は、そのための重要な枠組みとなっている³。

「国別レビュー」と「テーマ別レビュー」を主軸とする2つのピアレビューのうち、まず、国別レビューでは、IMF および世界銀行が各法域を対象として実施する FSAP（金融セクター評価プログラム）⁴の指摘事項等について、課題への対応状況やその有効性を検証する。具体的なテーマの選定に当たっては、受検法域の意見も踏まえつつ、課題の深刻度合いのほか、検証作業を通じたメンバー法域間の学び合いが期待できるテーマであるか、といった様々な考慮要素を踏まえたうえで決定する。テーマ決定後は、審査チームを編成し、質問票に対する受検法域の回答や実地調査の結果等を基に、検証作業を行う。検証の結果は、勧告を含む報告書として取り纏められる（図表2）。

更に、報告書の公表をもって検証が完結するのではなく、勧告への対応状況を比較的短期間で確認する枠組み（フォローアップ）が設けられている。受検法域は、レビューの完了後1～2年以内に、勧告への対応状況について、SCSI に対して報告することが求められる。

【図表2】ピアレビューのプロセス



（注）FSB より筆者作成。

国別レビューは、年間3か国程度のペースで実施することとされており、2018年までに、すべてのメンバー法域が1巡目の受検を完了した。2019年からは、2巡目が始まっている（図表3）。

【図表3】国別レビューのテーマ

年	受検法域	テーマ
2019	南アフリカ	銀行の破綻処理および預金保険
	メキシコ	店頭デリバティブ
	ドイツ	マクロブルーデンス政策枠組み
	インドネシア	店頭デリバティブ
2023	英国	報酬慣行
	イタリア	銀行の不良債権処理
2024	スイス	大きすぎて潰せない（TBTF）改革
	ブラジル	投資ファンドの規制・監督
	フランス	暗号資産の規制・監督

（注）FSB より筆者作成。

最近の事例のうち、日本銀行が審査チームの議長を務めたイタリアに対するレビューでは、「銀行部門が抱える不良債権の削減に向けた取り組み」がテーマとなった。検証の結果、銀行に対する規制・監督の強化や政府保証を用いた証券化の促進等が奏功し、銀行の不良債権比率を顕著に低下させたと評価した⁵一方で、イタリア当局に対し、不良債権の流通市場のモニタリングを継続すること、債権処理に係る裁判所のリソースを拡充すること、企業の倒産処理・再建に係る枠組みがその目的に適っているか注視することを勧告した。

もう一つの枠組みであるテーマ別レビューでは、グローバルな金融安定上、特に重要と考えられる規制に焦点を当て、法域横断的な実施状況や有効性を検証する。また、規制が所期の目的をどの程度達成できているかを評価し、対応が不十分な事項や脆弱性を特定することも目的としている。こうした作業の結果、必要に応じて、メンバー法域に追加的な対応を求める提言を行うことも想定されている⁶。

テーマ別レビューは、概ね1年に1~2件のペースで行うことが想定されており、これまで、多岐に亘るテーマについて検証作業を実施してきた(図表4)。初期のテーマとしては、破綻処理枠組みや報酬慣行など、GFCへの直接的な対応が採り上げられることが多かった一方、足もとでは、デジタル化の進展に伴う対応といった新たな分野がFSBの優先課題⁷となっていることを映じ、レビューで採り上げるテーマにも変化がみられる。現在は、FSBが2023年に最終化した暗号資産に係る規制枠組み⁸の実施状況をテーマにレビューを進めており、その結果は、本年10月に報告書として公表予定である。

【図表4】テーマ別レビューのテーマ

年	テーマ
2010	報酬慣行(第1回)
2011	リスク開示実務
	住宅ローンの引受実務
2011	報酬慣行(第2回)
	預金保険制度
2013	リスクのガバナンス
	破綻処理枠組み(第1回)
2014	外部格付への依存度の低減
2015	システム上重要な銀行(SIB)の監督枠組み
	店頭デリバティブに係る取引報告
2016	破綻処理枠組み(第2回)
	シャドーバンキングに対する政策枠組み
2017	コーポレートガバナンス
2019	銀行の破綻処理計画
	取引主体識別子(LEI)
2022	私的整理
2024	マネー・マーケット・ファンド(MMF)
実施中	FSBによる暗号資産ハイレベル勧告

(注) FSBより筆者作成。

影響評価

上記の2つのピアレビューに加えて、FSBでは、規制の実施が進んだ後も、その効果を事後的に分析する影響評価作業を行っている。影響評価作業では、幅広い法域で実施済みとなった規制を対象

に、規制が所期の効果を発揮しているか、想定外の悪影響を及ぼしていないかについて、一連の景気循環を経た長い時間軸での評価を行う。この際、定性的な情報だけでなく、データや計量的な手法を用いて、規制の効果や金融システムおよび実体経済への包括的な影響を定量的に明らかにすることを志向している。こうしたなかで、これまでに、G20金融規制改革がもたらした各種効果のほか、中小企業やインフラ(電力、通信等)向け貸出に悪影響をもたらしていないか、といった幅広いテーマを対象に評価作業を行ってきた(図表5)。直近では、証券化をテーマに評価作業を実施し、過度にリスクが大きい商品の組成に繋がるモラルハザードの抑制を目的とした規制の導入により、GFC以降、証券化市場の頑健性が向上したことを確認した⁹。

【図表5】影響評価のテーマ

年	テーマ
2018	店頭デリバティブ規制
	インフラ分野向けファイナンスへの影響
2019	中小企業金融への影響
2021	大きすぎて潰せない(TBTF)改革
2025	証券化規制

(注) FSBより筆者作成。

実施促進に向けた新たな工夫

ピアレビューでは、深度ある検証が可能である反面、相応のリソースが必要となるほか、テーマ選定から報告書の作成までには半年から1年程度の時間を要することもあって、取り扱うことができるテーマの数は限定される。SCSIでは、こうした制約を乗り越えるための方策について知恵を出し合い、2023年、テーマ別討議と題する新たな取り組みを導入した。テーマ別討議では、特定のテーマを選定し、実施上の教訓や課題について意見交換を行う。実地調査や報告書の作成といったプロセスを省くことで、メンバー法域や事務局のリソースを節約しつつ、適時に、複数のテーマを扱うことを可能にした。また、メンバー間での率直な意見交換を通じて、共通する実施上の課題や悩みを特定したり、好事例を共有したりすることで、実施促進に繋げるのが狙いだ。これまで、証券金融取引や気候関連金融リスクへの対応等のテーマを採り上げてきた。こうした討議の成果は、SCSIが取り纏めるFSB全体の年次報告書¹⁰に盛り込まれている。

BOX 規制の実施促進に向けた拡充策

本文で指摘した通り、金融規制に係る国際合意の実施促進に当たっては、ピアプレッシャーを如何に機能させるかが重要である。こうした観点からの取り組みの事例として、各法域における規制の実施状況を一目で分かる形に一覧化し、視覚的にメッセージを伝える工夫を挙げることができる。こうした工夫の嚆矢となったのは、バーゼル委傘下の基準実施部会（SIG）¹¹において考案された法域評価の一覧¹²である。

こうした視覚化を通じて「牽制効果」を働かせる手法は、一定の有効性を持つと考えられ、実際、バーゼル委のみならず、他の基準設定主体¹³でも採用されている。FSB では、自身と他の基準設定主体による実施モニタリングの結果を基に、G20 金融規制改革の全般に亘り、毎年、FSB メンバー法域の実施状況を一覧化し、年次報告書¹⁴の一部として対外的に公表している（BOX 図表）。

直近の状況を見ると、NBF1 のうち証券金融取引に係る規制の実施状況が国際的に不芳であることが看取される。SCSI では、こうした状況を踏まえ、当該規制の実施上の課題について、テーマ別討議を実施した。このように、一覧表は、実施に向けた前向きな取り組みを促す契機としても活用されている。

【BOX 図表】各法域における金融規制改革の実施状況

	バーゼルⅢ				報酬償行	店頭デリバティブ		破綻処理		NBF1		
	自己資本比率	大口与信	レバレッジ比率	NSFR		取引報告	証拠金	TLAC	再建・破綻処理計画	MMF	証券化	証券金融取引
カナダ												
中国												
フランス												
ドイツ												
インド												
イタリア												
日本												
南アフリカ												
スイス												
英国												
米国												

凡例： 国内規制が実施済み 国内規制が未実施 国内規制案が未公表 国内に規制対象なし

（注）2024年9月時点。FSBより筆者作成。一部のメンバー法域を抜粋。

バーゼル委による実施状況モニタリング

バーゼル委では、2017年末にバーゼルⅢを最終化した後、メンバー法域において「バーゼルⅢ枠組みのすべての要素を完全かつ統合的な形で、かつ可能な限り早期に実施すること」を最優先事項と位置付けてきた¹⁵。バーゼルⅢのように国際合意に基づく金融規制は、各法域の金融当局が合意内容を反映した国内規制を整備し、適切に運用することで初めて実効的に実施されていく。各法域の当局は、それぞれの既存の規制体系や金融システムの実態を踏まえ、国際合意を国内規制に落とし込む。このため、合意文書が一字一句そのまま

移植されるとは限らず、規制の内容や適用時期に一定の乖離が生じる場合がある。この点、公平な競争環境（レベルプレイングフィールド）を確保する観点からは、グローバルに統合的な規制を実施することが重要である。こうしたなか、バーゼルⅢ枠組みの統合的な実施の促進に向けて重要な役割を果たしているのが「規制の整合性評価プログラム（Regulatory Consistency Assessment Programme。以下、RCAP）」である（図表6）。

RCAPでは、バーゼル委のメンバー法域を対象に、各法域が国際合意通りに規制を実施しているかどうかを審査している¹⁶。2012年以降、自己資本比率規制、流動性カバレッジ比率規制（LCR）、

大口与信規制、安定調達比率規制（NSFR）等の各規制について、順次審査を行ってきた。現在は、英国の大口与信規制およびNSFRの審査が行われており、この英国に対する審査作業部会¹⁷の議長は、金融機構局・田村審議役が務めている。

【図表 6】過去の RCAP 法域評価の結果

	自己資本	LCR	NSFR	大口与信
カナダ	遵守	遵守	遵守	遵守
中国	遵守	遵守	遵守	遵守
EU	遵守	遵守	遵守	遵守
インド	遵守	遵守	遵守	遵守
日本	遵守	遵守	遵守	遵守
南アフリカ	遵守	遵守	遵守	遵守
スイス	遵守	遵守	遵守	遵守
英国	遵守	遵守	審査中	審査中
米国	遵守	遵守	遵守	遵守

凡例： 遵守 概ね遵守 実質不遵守 不遵守

(注) 2024年12月時点。バーゼル委より筆者作成。一部のメンバー法域を抜粋。

RCAP の枠組み

RCAP では、メンバー法域における規制の実施状況が審査される。国際合意から乖離していれば、合意したはずの規制を遵守していないことを指摘した報告書が対外的に公表されてしまうため、各法域には国際合意通りの規制実施を目指すインセンティブが働くこととなる。こうした「牽制効果」が RCAP の重要な機能となっている。

RCAP では、各メンバー法域の国内規制について、国際合意の遵守状況を審査した結果に応じて、4段階で評定（遵守、概ね遵守、実質不遵守、不遵守）を下すこととなる。各法域は好ましくない評定が下されることを避けるため、国内規制を策定する際に国際合意に沿うことを企図した対応を採らざるを得ない。また、RCAP において実質不遵守または不遵守との評定が下された場合や、国際合意と整合的ではなく、重大な乖離が存在するとの指摘が行われた場合、各法域は速やかに乖離を是正するため、国内規制の修正を求められる（図表 7）。このように、バーゼル合意自体に法的拘束力はないものの、評定の存在が、RCAP の牽制効果が機能する力の源泉となっている。

【図表 7】国内規制の修正例

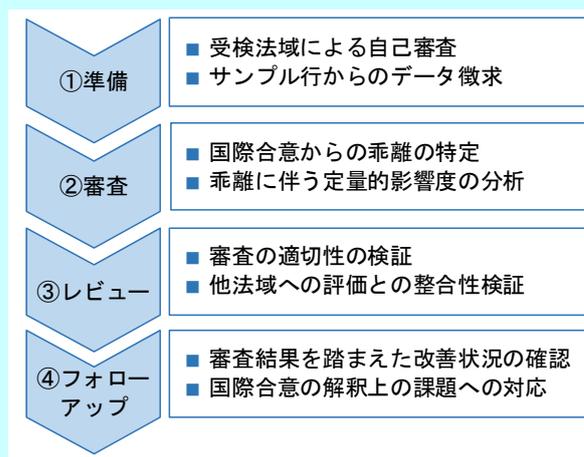
<RCAPの審査結果>		<規制の修正>	
EU	自己資本	2014年 ストレステストの枠組み整備やカウンターパーティ信用リスクにおける適用除外条項の追加の必要性を指摘	2019年 資本要求規則・資本要求指令を改正
		2015年 規制資本規則を改正	
米国	自己資本	2014年 信用リスクの内部モデル枠組みの整備の必要性を指摘	2023年 銀行法告示・監督指針を改正
		2022年 最終指定親会社グループへの規制の適用およびトレーディング勘定のエクスポージャーに係る測定手法の整備の必要性を指摘	

(注) バーゼル委より筆者作成。一部のメンバー法域を抜粋。

RCAP の具体的なプロセス

RCAP では、1 か国ごとに 9 か月間の長い期間をかけて丁寧な審査が行われる。具体的には、4つの段階（準備、審査、審査の適切性の検証、フォローアップ）を経る（図表 8）。以下では、各段階の具体的な作業のプロセスについて概観する。

【図表 8】RCAP 法域評価のプロセス

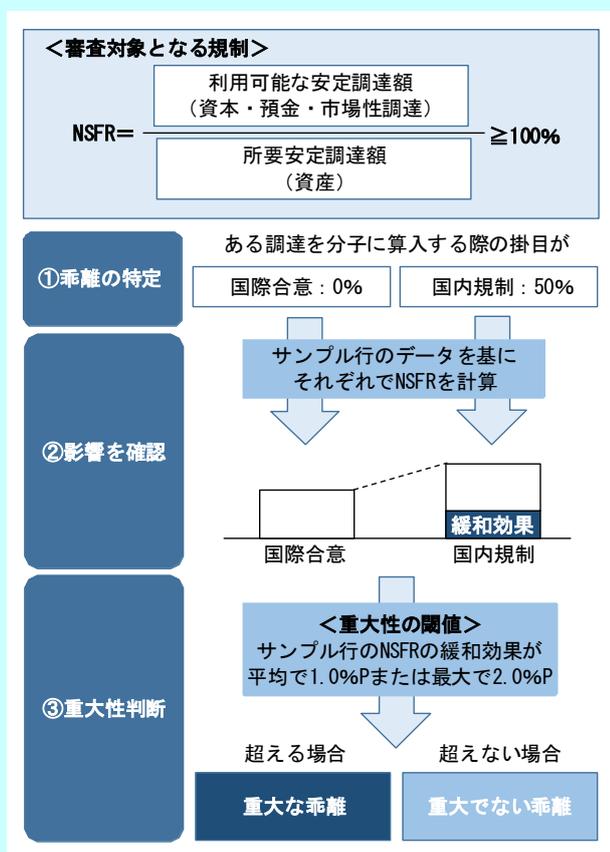


(注) バーゼル委より筆者作成。

はじめに、準備段階では、国際合意と国内規制との乖離の有無に係る受検法域自身による自己審査の実施や、後述の影響度分析に用いるサンプル行の選定¹⁸、サンプル行からのデータ徴求が行われる。これらは審査作業部会の議長と受検法域との間で綿密に調整・合意したうえで確定される。

次に、審査段階のプロセスをやや仔細にみると、まず、国際合意と国内規制との乖離を特定する。審査の出発点となる乖離の特定は極めて重要な作業であり、遺漏がないよう、国際合意で規定されたバーゼル規則文書の条文ごとに、「4つの目の原則」(four-eyes principle)、すなわち審査作業部会のメンバー2名のダブルチェックをもって、乖離の有無について慎重な精査作業を行う。乖離の特定後、定量面・定性面からその影響度を分析する。定量分析では、サンプル行が提出したデータを用いて、国際合意との乖離が所要自己資本額や流動性所要額等をどの程度緩和させる効果があるかといった観点から検証する。なお、異なる法域間で同一の乖離が存在していたとしても、法域ごとに市場構造が異なることから、定量的な影響度にも一定の差異が生じ得るため、法域ごとに慎重な検証が求められる。こうした検証の結果、緩和効果が一定の閾値を超える場合には、重大な乖離であるとの認定が行われる(図表9)。こうした重大な乖離が累積すれば、最終的な評価において実質不遵守または不遵守との厳しい審査結果が下されることとなる。

【図表9】乖離の重大性判断の例



(注) バーゼル委より筆者作成。

続いて、審査の適切性を検証する段階では、公平性を期す観点から、レビューチーム¹⁹による審査の妥当性評価や他法域への評価との整合性の検証作業が行われる。最終的な評価の決定に際し、審査作業部会と受検法域との間で見解に相違がある場合には、受検法域は「ピアレビュー委員会」²⁰に問題提起し、助言を求めることが可能となっている。一連の慎重な検証作業の後、バーゼル委による正式な承認を経て、最終的な評価が付された報告書が対外公表されることとなる。

RCAPの役割は、報告書の対外公表のみをもって完了せず、各法域が審査結果を踏まえてどのように国内規制を改善したかを確認するフォローアップ作業も行われる。バーゼル委では、こうした丁寧な取り組みを通じて、法域間での整合的な規制の実施を促している。また、フォローアップ作業において、RCAPの審査の過程で国際合意に曖昧な部分が存在するなど、解釈上の課題が判明した場合には、該当するバーゼル規則文書の条文の明確化に向けて、FAQの策定または技術的改訂(TA)が行われることとなる。例えば、近年では、本邦に対するNSFRの審査を契機に、規則文書を補完するFAQの策定が行われた²¹。このように、RCAPは、その後のフォローアップを通じた各法域での実施の整合性の確保や、国際合意そのものの解釈上の課題発見の契機となることで、国際合意の完全かつ整合的な実施に繋がる重要な手段となっている。

現状の課題とG20による新たな取り組み

これまでに概説した通り、FSBやバーゼル委では、各法域で既に実施済みの国内規制が国際合意と整合的か、有効に機能しているかといった視点を中心に実施状況モニタリングを行っている。これ自体は極めて重要な役割を果たしている一方、バーゼルIIIのように一部の主要法域において完全には実施されていない規制が存在する。FSBやバーゼル委は、規制の実施を強制し得る手段を持ち合わせていないなかで、採り得る最も有効なアプローチとして、法域別の実施状況を一覧化し、規制を実施していない法域を明らかにすることでピアプレッシャーを働かせている。もっとも、ピアプレッシャーだけでは、必ずしも所期の目的を果たせておらず、実施期限から数年を経ても未

だ規制を実施できていない法域や、他の法域が規制を実施していないために自法域でも実施を見合わせる法域²²が存在するのが実情だ。このように、いわば「底辺への競争 (race to the bottom)」が看取されるなか、昨年 11 月、FSB 議長は G20 首脳に対して、「金融システムには依然として脆弱性が存在する。金融システムの安定を維持するためには、規制を策定するだけでは不十分である。グローバルに整合的な規制を実施してこそ意味がある」とのレターを発出した。FSB 議長が、このように踏み込んだ指摘を行うのは異例のことである。この背景には、バーゼルⅢの実施が一部の法域において進展をみないなかで、このままでは金融機関の競争環境の公平性が確保できないだけでなく、再び金融危機が発生した場合に、銀行が十分な資本・流動性を維持できずにストレスが増幅するとの懸念があるように窺われる。FSB 議長によるレターはこうした懸念に対して率直に問題提起を行ったものだと考えられる。

こうした問題意識と軌を一にして、G20 では、金融規制の実施を一層促進していくための新たな取り組みに着手した。FSB は、本年の G20 の議長国 (南アフリカ) からの要請²³を受ける形で、過去 15 年間に策定された金融規制改革の実施状況に対して、FSB をはじめとする基準設定主体がどのようにモニタリングしてきたか、そのモニタリングに更なる改善の余地がないか、これまでの取り組みをレビューすることとした。レビューに当たっては、外部からの厳しい視点を採り入れることで一層実効性の高いレビューを行い得るとの考えのもと、レビューを行う作業部会の議長には FSB の外部からの有識者を招聘することとした。レビューの射程は、FSB がこれまでに策定してきた勧告のみならず、バーゼル委のほか、証券監督

者国際機構 (IOSCO) や保険監督者国際機構 (IAIS) 等の各基準設定主体が策定した規制も含めており、銀行だけでなく、証券・保険も対象とした幅広い規制の実施状況のモニタリングについてレビューが行われることとなる。FSB では、本年 10 月を目途に、レビューの進捗報告書を取り纏めて、G20 に提出する予定である。

おわりに

金融規制の実施は、金融機関のビジネスを制限し、収益を低減させることに繋がるものとの受けとめがある。この点、例えばバーゼルⅢは、コロナ禍や 2023 年の銀行セクターの混乱において、銀行システムの頑健性を維持するために一定の効果を発揮したと評価²⁴されている。このように金融規制の実施は、危機を未然に防ぎ、実体経済の成長を促す²⁵ことを目的としたものである。また、足もとでは、伝統的な銀行システムに焦点を当てた規制だけではなく、暗号資産や NBFI など、適時かつ整合的な実施が求められる規制の裾野は広がってきている。本年 2 月、FSB 議長は、金融規制改革が、金融システムの健全性に資するだけではなく、暗号資産等の新たな分野に対する政策の明確化を通じて、民間主体の予見可能性を高めることで、イノベーションの促進にも資するものであると述べたうえで、規制の完全な実施は、経済成長の促進にも繋がるものであると指摘²⁶した。このように、FSB をはじめとする基準設定主体における、幅広い規制の実施を促す取り組みの重要性が一層高まっている。今後とも、金融庁および日本銀行で密接に連携しながら、こうした取り組みを着実に前に進めるための国際的な議論に引き続き貢献していきたい。

¹ 脆弱性の評価は「脆弱性評価に係る常設委員会 (Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities. SCAV)」が、規制の策定は「規制・監督上の協調に係る常設委員会 (Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation. SRC)」が、所掌する。

² 詳細は、議長就任に係るプレス・リリースを参照。

<https://www.fsb.org/uploads/R290323.pdf>

³ 詳細は、FSB によるピアレビューのハンドブックを参照。

<https://www.fsb.org/uploads/Handbook-for-FSB-Peer-Reviews.pdf>

⁴ 対象法域の銀行・証券・保険の監督・規制、支払・決済制度等の実効性に関する評価を行う枠組み。本邦を含む FSB メンバー法域は、5 年周期での FSAP の受検に加え、次回 FSAP までの間隔期間に、FSB によるピアレビューを受検することになっている。

⁵ イタリアの不良債権比率は、2015 年 12 月に 16.5%にまで上っていたところ、2023 年 6 月には 2.8%に低下させることに成功した。詳細は、ピアレビューおよび FSAP の報告書を参照。

<https://www.fsb.org/uploads/P180124.pdf>

<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2020/03/19/Italy-Financial-System-Stability-Assessment-49280>

⁶ FSB 全体として、規制の見直しが必要となる場合には、SRC (脚注 1 参照) が検討を行う。このように SCSI における実施状況のモニタリング作業で浮かび上がった課題を捉え、より良い規制策定に繋がるように FSB では PDCA サイクルを回している。

⁷ FSB の本年の作業計画を参照。

<https://www.fsb.org/uploads/P230125.pdf>

⁸ 規制枠組みの全体像については、「FSB による暗号資産関連の活動に関するグローバルな規制枠組み:アンブレラノート」を参照。

<https://www.fsb.org/uploads/P170723-1.pdf>

規制枠組みを構成する 2 つの勧告は、「暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視のためのハイレベル勧告」および「グローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視のためのハイレベル勧告」を参照。

<https://www.fsb.org/uploads/P170723-2.pdf>

<https://www.fsb.org/uploads/P170723-3.pdf>

⁹ 詳細は、影響評価の最終報告書を参照。

<https://www.fsb.org/uploads/P220125-1.pdf>

¹⁰ 直近の年次報告書（2024 年 11 月公表）では、ボックスを設け、気候関連リスクに係る討議の成果を紹介している。

<https://www.fsb.org/uploads/P181124-2.pdf>

¹¹ バーゼル規制の実施を所掌していたバーゼル委傘下の部会。バーゼル委の体制見直しに伴い、2021 年以降は、政策基準実施部会（PSG）が所掌している。

¹² 具体的には、RCAP の法域評価の一覧を参照。

https://www.bis.org/bcbs/implementation/rcap_jurisdictional.htm

¹³ 例えば、BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）および IOSCO 代表理事会では、金融市場インフラのための原則（FMI 原則）の実施状況のモニタリングに一覧表を採用。

<https://www.bis.org/cpmi/publ/d179.pdf>

https://www.bis.org/cpmi/level1_status_report.htm

¹⁴ 直近の年次報告書（脚注 10 参照）の別添 2 を参照。

¹⁵ 例えば、バーゼル委の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）のプレス・リリース（2023 年 9 月）を参照。

<https://www.bis.org/press/p231109.htm>

¹⁶ 詳細は、バーゼル委による RCAP のハンドブックを参照。

<https://www.bis.org/bcbs/publ/d540.pdf>

¹⁷ 審査作業部会は、受検法域を除くバーゼル委メンバーおよびオブザーバー機関の職員から構成。

¹⁸ サンプル行は、審査対象となる国内規制が適用される銀行の総資産の 60%以上を構成するとともに、受検法域で業務を行う様々な業態の銀行を代表するべきであると規定されている。

¹⁹ レビューチームは、バーゼル委傘下の政策基準実施部会（PSG）や監督協力部会（SCG）等の規制の実施・監督に知見を有するメンバーおよびバーゼル委事務局の役職者から構成。

²⁰ ピアレビュー委員会は、バーゼル委議長、PSG 共同議長およびバーゼル委事務局長から構成。ただし、これらの者が受検法域との関係において利益相反となり得る場合、他のバーゼル委メンバーから選出する扱い。

²¹ NSFR 算出におけるデリバティブの超過担保の取扱いについて各法域の裁量を認める FAQ が策定されたほか、クライアントクリアリングの取扱いに関連し、既存の FAQ の解釈が統一された。

²² 例えば、英国は本年 1 月にバーゼルⅢの実施を 1 年延期する旨のプレス・リリースを公表したが、延期の背景として「米国での実施に係る計画が明確化されるまでの時間を確保し得る」旨記載している。詳細は、以下を参照。

<https://www.bankofengland.co.uk/news/2025/january/the-pra-announces-a-delay-to-the-implementation-of-basel-3-1>

²³ 詳細は、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の議長総括（本年 2 月）を参照。

<https://g20.org/g20-media/chairs-summary-1st-finance-ministers-and-central-bank-governors-meeting-cape-town-south-africa-26-27-february-2025/>

²⁴ コロナ禍および 2023 年の銀行セクターの混乱でのバーゼルⅢの役割について、詳細は、以下を参照。

<https://www.bis.org/bcbs/publ/d544.htm>

<https://www.bis.org/bcbs/publ/d555.htm>

²⁵ バーゼルⅢは、規制のリスク感応度を高める狙いから、意図的にリスクウェイトを引き下げるといった措置も講じている。例えば、バーゼルⅢの信用リスクの標準的手法において、事業法人向けエクスポージャーでは、格付が BBB-~BBB+ の場合のリスクウェイトが 100%から 75%に引き下げられたほか、無格付の中堅中小企業向けエクスポージャーでは、リスクウェイトが 100%から 85%に引き下げ可能となった。

²⁶ 詳細は、G20 財務大臣・中央銀行総裁へのレター（本年 2 月）を参照。

<https://www.fsb.org/uploads/P240225.pdf>

日銀レビュー・シリーズは、最近の金融経済の話題を、金融経済に関心を有する幅広い読者層を対象として、平易かつ簡潔に解説するために、日本銀行が編集・発行しているものです。ただし、レポートで示された意見は執筆者に属し、必ずしも日本銀行の見解を示すものではありません。

内容に関するご質問等に関しましては、日本銀行金融機構局国際課（代表 03-3279-1111）までお知らせ下さい。なお、日銀レビュー・シリーズおよび日本銀行ワーキングペーパー・シリーズは、<https://www.boj.or.jp> で入手できます。